

収支報告書

(ふりがな)	しゅんじゅうかい
1 政治団体の名称	春秋会
2 主たる事務所の所在地	〒154-0001 世田谷区池尻1-27-4 207  3-17-4-207
3 代表者の氏名	石関貴史
4 会計責任者の氏名	登坂富美江
5 令和5年分	

訂正号
7.10.31
東京都選挙管理委員会
事務局

団体コード	
前年繰越額	0円

事務担当者の氏名 前田正志

電話番号 0475-44-4320

受 付	審 査	確 認
	✓	
消 込	パンチ	照 合
		

100700

6145 号
6.6.12
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☒ 無

公職の種類 (現・候)

資金管理団体の届
出をした者の氏名

(※) 資金管理団体の指定の期間			
年	月	日	から
年	月	日	まで

政治団体の区分	
☐ 政	党
☐ 政	党の支部
☐ 政治	資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2	
第1項の規定による政治団体	
☒ その他の政治団体	
☐ その他の政治団体の支部	
活動区域の区分	
東京都内	

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	多ヶ谷亮
公職の種類	衆議院議員 (現) 候補

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 5 年 12 月 15 日 から
令和 5 年 12 月 31 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

項 目	金 額	項 目	金 額
I 収 入 総 額 (1)～(2)の計	4,040,000	II 支 出 総 額 1～2の計	0
(1) 前年からの繰越額	0	1 経常経費の合計 (1)～(4)の計	0
(2) 本年の収入額 1～6の計	4,040,000	(1) 人 件 費	0
1 個人の負担する党費又は会費	0	(2) 光 熱 水 費	0
(党費又は会費を納入した人の数)	0人	(3) 備品・消耗品費	0
2 寄附 (1)～(2)の計	4,040,000	(4) 事 務 所 費	0
(1) 寄附の区分 ア～ウの計	4,040,000	2 政治活動費の合計 (1)～(6)の計	0
ア 個人からの寄附	4,040,000	(1) 組 織 活 動 費	0
(うち特定寄附)	0	(2) 選 挙 関 係 費	0
イ 法人その他の団体からの寄附	0	(3) 機関紙誌の発行その他の	0
ウ 政治団体からの寄附	0	事業費 ア～エの計	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	ア 機関紙誌の発行事業費	0
(2) 政党匿名寄附	0	イ 宣伝事業費	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)	0	エ その他の事業費	0
(1000万円以上の政治資金パーティー)	0	(4) 調 査 研 究 費	0
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)	0	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0
(1パーティーで1人20万円超の支払)	0	(6) その他の経費	0
((2)のうち対価の支払いのあつせんによるもの)	0	備 考	
4 借 入 金	0		
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	0		
6 その他の収入 (1)～(2)の計	0		
(1) 10万円未満のものの計	0		
(2) 10万円以上のものの計	0	III 翌年への繰越額 (I－II)	4,040,000

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分		1. 個人		2. 法人・その他の団体		3. 政治団体	
寄附者の氏名(又は名称)		金 額		年 月 日		住 所 (又は所在地)		職業(又は代表者の氏名)		備 考	
小保方貴史		50,000		5	12	20	群馬県伊勢崎市昭和町3726	会社員			
田野好子		10,000		5	12	21	栃木県足利市井草町2395	無職			
久保貴則		120,000		5	12	27	群馬県伊勢崎市連取町3018-30	会社役員			
古郡公恵		120,000		5	12	27	埼玉県深谷市上野台3057-1	会社役員			
小林克禎		120,000		5	12	27	群馬県伊勢崎市上泉町234	会社役員			
橋本 明		120,000		5	12	27	群馬県伊勢崎市今泉町1-14-1	会社役員			
渡辺 元		120,000		5	12	27	群馬県伊勢崎市安堀町1207-2	会社役員			
須藤正也		120,000		5	12	27	群馬県伊勢崎市豊城町2106-5	会社役員			
栗原博文		120,000		5	12	27	群馬県伊勢崎市連取町1421-11	会社役員			
鶴谷英樹		120,000		5	12	27	群馬県伊勢崎市連取町3012-2	医師			
森田高史		120,000		5	12	27	群馬県伊勢崎市宗高町92	会社役員			
〃		1,000,000		5	12	28	〃	〃			
(計)		(1,120,000)									
松木謙公		1,500,000		5	12	28	北海道札幌市北区新琴似四条2丁目4-5	会社役員			
平方 浩		400,000		5	12	29	群馬県伊勢崎市今泉町2-933-9	会社役員			
こ の 頁 の 小 計		4,040,000		(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。 (注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。 (注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。 (注4) 同一本部・支部(選管等へ届出たものに限る)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。							
そ の 他 の 寄 附		0									
合 計		4,040,000									

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 5月 31日

政治団体の名称 春秋会

会計責任者の氏名 登坂富美江



（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代 表 者 の 氏 名



（注1） 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

（注2） 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

（注3） 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和 6 年 5 月 31 日

春秋会

代表 石関 貴史 殿

登録政治資金監査人

登録番号

第 4477 号



研修終了年月日

平成26年7月17日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、春秋会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、春秋会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると西島岳史が判断したため西島岳史の事務所（群馬県前橋市文京町三丁目34番1号）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、春秋会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

春秋会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、春秋会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上